

名家連ニュース

令和2年8月4日(火)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.740号

◆◆ 令和2年7月 家族ピア相談事業 集計報告 ◆◆

◀ 相談件数 ▶

	4月	5月	6月	7月
電話相談	212	159	212	114
面会相談	117	85	131	34
合計	329	244	343	148

◀ 相談人数 ▶

	4月	5月	6月	7月
電話相談	45	34	47	28
面会相談	20	14	21	6
合計	65	48	68	34

◀ 付添い相談人数 ▶

	4月	5月	6月	7月
付添相談	5	11	7	2

付添い相談人数は面会相談人数に含まれます。

◀ 支援内容 ▶

	4月	5月	6月	7月
年金受給者	2	1	2	0
手帳受給者	0	0	1	0
家族会入会	0	1	5	1

◀ 相談内容 ▶

相談項目 相談形態	家族会について	相談 制度利用に関する	医療に関する相談	応相談 病気や障害への対	相談 家族関係に関する	生活に関する相談	就労に関する相談	社会参加等に関する相談	その他	合計
電話相談	3	15	21	18	13	20	3	5	16	114
面会相談	1	5	4	5	3	6	2	4	4	34
合計	4	20	25	23	16	26	5	9	20	148

◀ 相談者続柄 ▶ その他9名の内訳：当事者6名（年金・手帳相談者2名）、支援者3名

続柄	祖父母	父親	母親	夫	妻	兄弟	子供	その他	合計
人数	0	2	17	2	1	3	0	9	34

♥♥♥♥ 7月の電話相談・面会相談の概況 ♥♥♥♥

7月は電話相談も面会相談も半減しました。家族からは「何処へも出かけなくなった」「通院や通所もままならない」「精神的に不安定になった」、当事者からは「安心して行ける場所がない」「乗り物が心配」「引籠っている」といった声が寄せられました。

連日報道される新型コロナウイルスの感染拡大が、当事者の社会参加を委縮させて



次のページに続きます。障害年金復習シリーズ④も掲載しています。



おり、家族関係にも悪影響を及ぼしている様子がありありと伺われました。

新型コロナウイルスの感染拡大が、首都圏や大阪、名古屋、福岡など都市部で急増してきており、この傾向が全国的に波及していています。

家族会会員は高齢者が圧倒的に多く、お互いに不要不急の外出を控え、「3密」の厳守と新たな生活様式の過ごし方、健康法を学び合っていきましょう。

障害年金復習シリーズ④ ❖ 障害年金請求の3パターン ❖

(1) 認定日請求



障害認定日に障害の程度が1級または2級に該当しそうな方で、「障害認定日から1年以内に請求する！」という方…（これを『認定日請求』『本来請求』と言います）

障害認定日（またはそれ以降3ヶ月以内の日付）の診断書が必要になります。診断書を医師に作成してもらいましょう。また、初診日の証明も必要となります。初診を受けた病院で初診日証明（受診状況等証明書）を作成してもらいましょう。障害認定月の翌月からが年金の支給対象となります。

※受診状況等証明書は前回ニュースをご参照して下さい。

(2) 遡及請求



障害認定日に障害の程度が1級または2級に該当しそうな方で、「障害認定日から1年以上経過してから請求する」という方…（これを『遡及（そきゅう）請求』と言います）

障害認定日（またはそれ以降3ヶ月以内の日付）の診断書と、請求時（またはそれ以前3ヶ月以内）の診断書の2枚が必要になります。また、初診日の証明も必要となります。初診を受けた病院で初診日証明（受診状況証明書）を作成してもらいましょう。

なぜ『遡及請求』と言うかということ、障害認定月の翌月まで遡って請求するからです。従って、障害認定日時時点で障害等級に該当していたことを当時の診断書で証明する必要があります。認定されれば、障害認定月の翌月から年金の支給対象となります。

但し、時効期間の定めにより遡れるのは最大5年間です。

医師や病院を何度も変わっているなど、請求が面倒だと思って現症時の診断書1枚で年金申請された方は「事後重症」の可能性が高いと思われます。今からでも遡及請求の権利を行使していきましょう。諦めずに手立てを講じることをお勧めします。

(3) 事後重症請求



障害認定日には障害等級に該当しなかったが、その後病状が悪化し、障害等級に該当する状態になったという方で、65歳の前々日までに障害等級に該当すれば請求することができます。これを『事後重症請求』と言います。

請求時（またはそれ以前3ヶ月以内）の診断書が必要になります。提出すべき書類（初診日の証明・診断書・病歴就労申立書など）は区役所や年金事務所にあります。認定されれば、請求月の翌月からが年金の支給対象となります。事後重症の場合でも遡及請求ができる場合があります。（後日、掲載致します）

